

○財務省令第五十七号

溶融亜鉛めつき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令（令和四年政令第三百七十二号）第一条第一項第一号の規定に基づき、溶融亜鉛めつき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気めつきによる工程を経て製造した亜鉛めつき鉄線である旨の証明書
の提出に関する省令を次のように定める。

令和四年十二月七日

財務大臣 鈴木 俊一

溶融亜鉛めつき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気めつきによる工程を経て製造した亜鉛めつき鉄線である旨の証明書の提出に関する省令

溶融亜鉛めつき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気めつきによる工程を経て製造した亜鉛めつき鉄線である旨の証明書は、その証明に係る物品についての輸入申告（当該証明に係る物品について関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第十四条第一項に規定する蔵入れ申請等がされる場合（以下「蔵入れ申請等の場合」という。）にあっては当該蔵入れ申請等とし、当該証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合（蔵入れ申請等の場合を除く。）にあっては当該特例申告とする。）に際し税関長に提出するものとする。

附 則

この省令は、公布の日の翌日から施行する。